健康保険組合 御中

厚生労働省保険局保険課

「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」の公布について

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第114号)が本日公布されたことに伴い、厚生労働省年金局長より日本年金機構理事長あて通知されました(別添参照)。

このうち、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年法律第62号)の一部改正による特定適用事業所以外の適用事業所に使用される者の厚生年金保険の適用等(第二の5関係。平成29年4月1日施行。)については、健康保険についても同様の取扱いとなりますので、ご了知ください。

年 発 1 2 2 6 第 7 号 平成 2 8 年 1 2 月 2 6 日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省年金局長(公印省略)

「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の 一部を改正する法律」の公布について

「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第114号)が本日公布された。

本法律による改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、その内容につき御了知いただくとともに、実施に当たっては、貴機構において周知徹底を図り遺漏のないよう取り扱われたい。

記

第一 制定の趣旨

公的年金制度について、制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準の確保等を図るため、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成25年法律第112号)に基づく社会経済情勢の変化に対応した保障機能の強化、より安全で効率的な年金積立金の管理及び運用のための年金積立金管理運用独立行政法人(以下「管理運用法人」という。)の組織等の見直し等の所要の措置を講ずるものとすること。

第二 改正の内容

- 1 国民年金法(昭和34年法律第141号)の一部改正
- (1) 年金額の改定に関する事項
 - ① 調整期間における改定率の改定の特例に関する事項
 - ア 調整期間における改定率の改定については、名目手取り賃金変動率に、 調整率に当該年度の前年度の特別調整率を乗じて得た率を乗じて得た率 (当該率が1を下回るときは、1。 ウのiにおいて「算出率」という。) を基準とするものとすること。(第27条の4第1項関係)

- イ 名目手取り賃金変動率が1を下回る場合の調整期間における改定率の改定については、アにかかわらず、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める率を基準とするものとすること。(第27条の4第2項関係)
 - i 物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となるとき 名目手取り賃金 変動率
 - ii 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るとき(iiiの場合を除く。) 物価変動率
 - iii 物価変動率が1を上回るとき 1
- ウ 特別調整率とは、iにより設定し、iiにより改定した率をいうものとすること。(第27条の4第3項関係)
 - i 平成29年度における特別調整率は、1とするものとすること。
 - ii 特別調整率については、毎年度、名目手取り賃金変動率に調整率を乗 じて得た率を算出率で除して得た率(名目手取り賃金変動率が1を下回 るときは、調整率)を基準として改定するものとすること。
- ② 調整期間における基準年度以後改定率の改定の特例に関する事項
 - ア 調整期間における基準年度以後改定率の改定については、①にかかわらず、iに掲げる率にiiに掲げる率を乗じて得た率(当該率が1を下回るときは、1。 ウにおいて「基準年度以後算出率」という。)を基準とするものとすること。(第27条の5第1項関係)
 - i 物価変動率(物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名 目手取り賃金変動率)
 - ii 調整率に当該年度の前年度の基準年度以後特別調整率(当該年度が基準年度である場合にあっては、当該年度の前年度の特別調整率)を乗じて得た率
 - イ 次に掲げる場合の調整期間における基準年度以後改定率の改定については、アにかかわらず、それぞれに定める率を基準とするものとすること。 (第27条の5第2項関係)
 - i 物価変動率が1を下回るとき 物価変動率
 - ii 物価変動率が1を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が1を下回る とき 1
 - ウ 基準年度以後特別調整率とは、iにより設定し、iiにより改定した率をいうものとすること。(第27条の5第3項関係)
 - i 基準年度における基準年度以後特別調整率は、(i)に掲げる率に (ii)に掲げる率を乗じて得た率とするものとすること。
 - (i) 基準年度の前年度の特別調整率
 - (ii) 物価変動率(物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率)に調整率を乗じて得た率を基準年度

以後算出率で除して得た率 (物価変動率又は名目手取り賃金変動率が1を下回るときは、調整率)

- ii 基準年度以後特別調整率については、毎年度、アの ii に掲げる率を基準として改定するものとすること。
- ③ 改定率の改定等に関する事項
 - ア 改定率については、毎年度、名目手取り賃金変動率を基準として改定するものとすること。(第27条の2関係)
 - イ 基準年度以後改定率の改定については、アにかかわらず、物価変動率(物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率)を基準とするものとすること。(第27条の3関係)
- ④ 調整期間における改定率の改定の特例等に関する事項
 - ア 名目手取り賃金変動率が1を下回る場合の調整期間における改定率の改定については、①のアにかかわらず、名目手取り賃金変動率を基準とするものとすること。(第27条の4第2項関係)
 - イ 次に掲げる場合の調整期間における基準年度以後改定率の改定については、②のアにかかわらず、それぞれに定める率を基準とするものとすること。(第27条の5第2項関係)
 - i 物価変動率が1を下回るとき(iiに掲げる場合を除く。) 物価変動率
 - ii 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、かつ、名目手取り賃金 変動率が1を下回るとき 名目手取り賃金変動率
- (2) 平成31年度以後の年度に属する月の月分の保険料の額を、17,000円に保険料改定率を乗じて得た額とするものとすること。(第87条第3項関係)
- (3) 被保険者は、出産の予定日(厚生労働省令で定める場合にあっては、出産の日)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合においては、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間に係る保険料は、納付することを要しないものとすること。(第88条の2関係)
- (4) 厚生労働大臣及び日本年金機構(以下「機構」という。)は、国民年金事業が適正かつ円滑に行われるよう、相互の密接な連携を確保しなければならないものとし、厚生労働大臣は、機構の協力の下に、国民年金事業に関する事務に従事する厚生労働省の職員に対し、当該事務を適正かつ円滑に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとすること。(第109条の13及び第109条の14関係)

- (5) 政府は、独立行政法人福祉医療機構に行わせることとしている教育資金の貸付けのあっせんを行う業務を、平成29年3月31日までの間、行うことができるものとすること。(附則第9条の5第2項関係)
- (6) その他所要の改正を行うこと。
- 2 厚生年金保険法 (昭和29年法律第115号) の一部改正
- (1) 年金額の改定等について、1の(1)、(4)及び(5)に準じた改正を 行うものとすること。(第43条の2から第43条の5まで、第100条の13、第1 00条の14及び附則第31条第2項関係)
- (2) その他所要の改正を行うこと。
- 3 年金積立金管理運用独立行政法人法(平成16年法律第105号)の一部改正
- (1) 経営委員会に関する事項
 - ① 管理運用法人に、経営委員会を置くものとすること。(第5条の2関係)
 - ② 経営委員会の権限に関する事項
 - ア 経営委員会は、業務方法書の変更、中期計画及び年度計画の作成又は変 更等の議決並びに役員の職務の執行の監督を行うものとすること。(第5 条の3第1項関係)
 - イ 管理運用業務の実施状況の監視について、監査委員会に行わせることが できるものとすること。(第5条の3第2項関係)
 - ③ 経営委員会の組織に関する事項 経営委員会は、委員長並びに監査委員である委員及びそれ以外の委員8人 以内並びに理事長で組織するものとすること。(第5条の4第1項関係)
 - ④ 経営委員会の招集、議事の運営及び議事録等の公表に関し所要の規定を設けること。(第5条の5から第5条の7まで関係)
- (2) 監査委員会に関する事項
 - ① 管理運用法人に監査委員会を置き、監査委員3人以上で組織するものとすること。(第5条の8関係)
 - ② 監査委員会の職務及び権限に関する事項
 - ア 監査委員会の職務及び権限について、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)の規定の必要な読替えを置くものとすること。(第5条の9第1項関係)
 - イ 監査委員会は、経営委員会の定めるところにより、管理運用業務の実施 状況の監視を行うものとすること。(第5条の9第2項関係)

- ③ 経営委員会等への報告義務等に関する事項
 - ア 監査委員は、役員が不正の行為をし、又は当該行為をするおそれがあると認めるとき等は、遅滞なく、その旨を理事長及び経営委員会並びに厚生労働大臣に報告しなければならないものとすること。(第5条の10第1項関係)
 - イ 監査委員は、②のイの監視において、理事長又は理事の職務の執行が適当でないと認めるときは、遅滞なく、経営委員会に報告しなければならないものとすること。(第5条の10第2項関係)
 - ウ 監査委員は、ア又はイの場合において、必要があると認めるときは、委員長に対し、経営委員会の招集を請求することができるものとすること。 (第5条の10第3項関係)
 - エ ウの請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を経営委員会の日とする経営委員会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監査委員は、経営委員会を招集することができるものとすること。(第5条の10第4項関係)
- ④ 監査委員会の招集及び議事の運営に関し所要の規定を設けること。(第5条の11及び第5条の12関係)

(3) 役員及び職員に関する事項

- ① 理事長、経営委員会の委員長及び委員並びに理事を役員とするものとすること。(第6条関係)
- ② 役員の職務及び権限に関する事項
 - ア 理事長は、管理運用法人を代表し、経営委員会の定めるところに従い、 その業務を総理するものとすること。(第7条第1項関係)
 - イ 管理運用業務担当理事は、管理運用業務のうち厚生労働大臣の定めるものについて、理事長の定めるところにより、管理運用法人を代表し、理事長を補佐して管理運用法人の業務を掌理するものとすること。(第7条第3項関係)
 - ウ 管理運用業務担当理事は、経営委員会の定めるところにより、管理運用 業務に係る議決事項を議事とする経営委員会の会議に出席し、その所掌す る事務に関し意見を述べることができるものとすること。(第7条第5項 関係)
- ③ 役員の任命に関する事項
 - ア 理事長並びに経営委員会の委員長及び委員は、経済、金融、資産運用、 経営管理その他の管理運用法人の業務に関連する分野に関する学識経験又 は実務経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命するものとするこ と。(第7条の2第1項及び第2項関係)

- イ 管理運用業務担当理事は、アの者のうちから、経営委員会の同意を得、 かつ、厚生労働大臣の承認を受けて、理事長が任命するものとすること。 また、理事(管理運用業務担当理事を除く。)は、アの者のうちから、経 営委員会の同意を得て、理事長が任命するものとすること。(第7条の2 第7項及び第8項関係)
- ④ 役員の任期に関する事項

経営委員会の委員長及び委員の任期を5年とするものとすること。ただし、 監査委員である委員の任期は、任命の日から5年が経過する日を含む事業年 度の直前の事業年度についての財務諸表の承認の日までとするものとするこ と。(第8条関係)

- ⑤ 役員の解任に関する事項
 - ア 理事の解任に関する通則法の読替えに係る規定を設け、理事長は、管理 運用業務担当理事については、経営委員会の同意を得、かつ、厚生労働大 臣の承認を受けて、解任するものとし、また、理事(管理運用業務担当理 事を除く。)については、経営委員会の同意を得て、解任するものとする こと。(第10条第2項及び第3項関係)
 - イ 経営委員会は、理事長が通則法第23条第2項又は第3項に規定する事由 に該当すると認めるときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に報告しな ければならないものとすること。(第10条第4項関係)
 - ウ 経営委員会は、理事が通則法第23条第2項又は第3項に規定する事由に 該当すると認めるときは、理事長に対し、当該理事の解任を求めることが できるものとすること。(第10条第5項関係)
- ⑥ 役員及び職員の再就職に係る規制に関する事項
 - ア 管理運用法人の役員又は職員(以下「管理運用法人役職員」という。) は、金融事業者に対し、他の管理運用法人役職員をその離職後に、当該金 融事業者等の地位に就かせることを目的として、当該他の管理運用法人役 職員に関する情報を提供し、又は当該地位に関する情報の提供を依頼する こと等を禁止するものとすること。(第15条関係)
 - イ 管理運用法人役職員は、利害関係金融事業者に対し、離職後に当該利害 関係金融事業者等の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提 供し、又は当該地位に関する情報の提供を依頼すること等を禁止するもの とすること。(第16条関係)
 - ウ 管理運用法人役職員であった者であって離職後に金融事業者の地位に就いている者が、離職前5年間に在職していた内部組織に属する役員又は職員に対し、離職前5年間の職務に属する契約事務に関し、離職後2年間、職務上の行為をするように要求すること等を禁止するものとすること。(第17条関係)

エ 管理運用法人の役員又は管理若しくは監督の地位として厚生労働省令で 定めるものに就いていた者は、離職後2年間、金融事業者の地位に就いた 場合は、通則法第50条の7第1項の規定による届出を行った場合等を除き、 理事長にその旨を届け出なければならないものとすること。(第17条の2 関係)

(4) 年金積立金の運用方法に関する事項

- ① 債券オプション、先物外国為替、通貨オプション等のデリバティブ取引について、運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限定するものとすること。(第21条第1項第1号、第6号、第7号及び第8号関係)
- ② 運用方法を特定して行う信託として、コール資金の貸付け等を追加するものとすること。(第21条第1項第3号関係)
- ③ 年金積立金の運用方法として、デリバティブ取引であって政令で定めるもの (有価証券の売買等による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。)を新たに規定するとともに、先物外国為替について市場において行われる取引等を追加するものとすること。(第21条第1項第7号及び第9号関係)

(5) 運用の実績の公表に関する事項

管理運用法人は、厚生労働省令で定める期間ごとに、年金積立金の運用の 実績その他厚生労働省令で定める事項を記載した書類を作成し、これを公表 しなければならないものとすること。(第26条第2項関係)

(6) 社会保障審議会への諮問に関する事項

厚生労働大臣は、中期目標を定め、又は変更しようとするとき等の場合には、社会保障審議会に諮問しなければならないものとすること。(第29条関係)

(7) その他所要の改正を行うこと。

4 日本年金機構法 (平成19年法律第109号) の一部改正

(1) 機構は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって厚生労働省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、(3)により、当該財産(以下「不要財産」という。)を処分しなければならないものとすること。(第5条第4項関係)

- (2) 機構は、中期計画において定めるべき事項として、次に掲げる事項を加えるものとすること。(第34条第2項関係)
 - ① 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該 財産の処分に関する計画
 - ② ①の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

(3) 不要財産に係る国庫納付等

- ① 機構は、不要財産については、遅滞なく、厚生労働大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとすること。ただし、中期計画において(2)の①の計画を定めた場合であって、その計画に従って当該不要財産を国庫に納付するときは、厚生労働大臣の認可を受けることを要しないものとすること。(第44条の2第1項関係)
- ② 機構は、①による不要財産(金銭を除く。)の国庫納付に代えて、厚生労働大臣の認可を受けて、不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額(当該不要財産の帳簿価額を超える額(③において「簿価超過額」という。)がある場合には、その額を除く。)の範囲内で厚生労働大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付することができるものとすること。ただし、中期計画において(2)の①の計画を定めた場合であって、その計画に従って当該金額を国庫に納付するときは、厚生労働大臣の認可を受けることを要しないものとすること。(第44条の2第2項関係)
- ③ 機構は、②の場合において、不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、遅滞なく、これを国庫に納付するものとすること。ただし、その全部又は一部の金額について国庫に納付しないことについて厚生労働大臣の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでないものとすること。(第44条の2第3項関係)
- ④ 機構が①又は②による国庫への納付をした場合において、当該納付に係る不要財産が政府からの出資に係るものであるときは、機構の資本金のうち当該納付に係る不要財産に係る部分として厚生労働大臣が定める金額については、機構に対する政府からの出資はなかったものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとすること。(第44条の2第4項関係)
- (4) 機構は、厚生労働大臣の協力の下に、機構の職員に対し、政府管掌年金事業に関する事務を適正かつ円滑に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとすること。(第53条の2関係)

- (5) その他所要の改正を行うこと。
- 5 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一 部を改正する法律(平成24年法律第62号)の一部改正
- (1) 当分の間、特定適用事業所以外の適用事業所(国又は地方公共団体の適用事業所を除く。以下同じ。)に使用される①又は②に掲げる者であって厚生年金保険法第12条各号のいずれにも該当しないもの(以下「特定四分の三未満短時間労働者」という。)については、厚生年金保険の被保険者としないものとすること。(附則第17条第1項関係)
 - ① その1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である短時間労働者
 - ② その1月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1月間の所定労働日数の4分の3未満である短時間労働者
- (2) 特定適用事業所に該当しなくなった適用事業所に使用される特定四分の三 未満短時間労働者については、(1)は適用しないものとすること。ただし、 当該適用事業所の事業主が、次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める同意 を得て、実施機関(厚生労働大臣及び日本私立学校振興・共済事業団に限る。 以下同じ。)に当該特定四分の三未満短時間労働者について(1)の適用を 受ける旨の申出をした場合は、この限りでないものとすること。(附則第17 条第2項関係)
 - ① 当該事業主の1又は2以上の適用事業所に使用される厚生年金保険の被保 険者及び70歳以上の使用される者(以下「四分の三以上同意対象者」という。) の4分の3以上で組織する労働組合があるとき 当該労働組合の同意
 - ② ①の労働組合がないとき ア又はイに掲げる同意
 - ア 当該事業主の1又は2以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意 対象者の4分の3以上を代表する者の同意
 - イ 当該事業主の1又は2以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意 対象者の4分の3以上の同意
- (3) 特定適用事業所((2)により(1)が適用されない特定四分の三未満短時間労働者を使用する適用事業所を含む。)以外の適用事業所の事業主は、次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める同意を得て、実施機関に当該事業主の1又は2以上の適用事業所に使用される特定四分の三未満短時間労働者について(1)の適用を受けない旨の申出をすることができるものとすること。(附則第17条第5項関係)
 - ① 当該事業主の1又は2以上の適用事業所に使用される厚生年金保険の被保

険者、70歳以上の使用される者及び特定四分の三未満短時間労働者(以下「二分の一以上同意対象者」という。)の過半数で組織する労働組合があるとき 当該労働組合の同意

- ② ①の労働組合がないとき ア又はイに掲げる同意
 - ア 当該事業主の1又は2以上の適用事業所に使用される二分の一以上同意 対象者の過半数を代表する者の同意
 - イ 当該事業主の1又は2以上の適用事業所に使用される二分の一以上同意 対象者の2分の1以上の同意
- (4) (3)の申出をした事業主は、次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める 同意を得て、実施機関に当該事業主の1又は2以上の適用事業所に使用され る特定四分の三未満短時間労働者について(1)の適用を受ける旨の申出を することができるものとすること。ただし、当該事業主の適用事業所が特定 適用事業所に該当する場合は、この限りでないものとすること。(附則第17 条第8項関係)
 - ① 当該事業主の1又は2以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の4分の3以上で組織する労働組合があるとき 当該労働組合の同意
 - ② ①の労働組合がないとき ア又はイに掲げる同意
 - ア 当該事業主の1又は2以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意 対象者の4分の3以上を代表する者の同意
 - イ 当該事業主の1又は2以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意 対象者の4分の3以上の同意
- (5) 特定適用事業所とは、事業主が同一である1又は2以上の適用事業所であって、当該1又は2以上の適用事業所に使用される特定労働者(70歳未満の者のうち、厚生年金保険法第12条各号のいずれにも該当しないものであって、特定四分の三未満短時間労働者以外のものをいう。)の総数が常時500人を超えるものの各適用事業所をいうものとすること。(附則第17条第12項関係)
- (6) その他所要の改正を行うこと。

第三 施行期日等

1 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとすること。ただし、次の事項は、それぞれに定める日から施行するものとすること。(附則第1条関係)

(1) 第二の3の(4)の②及び4((4)を除く。) 公布の日から起算して 3月を超えない範囲内において政令で定める日

- ※公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(平成28年政令第401号)において、第二の4((4)を除く。)については平成28年12月27日、第二の3の(4)の②については平成29年3月1日と規定。
- (2) 第二の5 平成29年4月1日
- (3) 第二の3((1)の事項を除く。) 平成29年10月1日
- (4) 第二の1の(1)の①及び②並びに2の(1)の一部 平成30年4月1日
- (5) 第二の1の(2)及び(3) 平成31年4月1日
- (6) 第二の1の(1)の③及び④並びに2の(1)の一部 平成33年4月1日

2 検討

- (1) 政府は、この法律の施行後速やかに、この法律の施行の状況等を勘案し、 公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情 勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並びに世代間及び世代内の公平 性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、持 続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律第6条第 2項各号に掲げる事項その他必要な事項((2)の事項を除く。)について 検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。(附 則第2条第1項関係)
- (2) 政府は、管理運用法人による年金積立金の運用の状況その他第四による改正後の年金積立金管理運用独立行政法人法の施行の状況、その運用についての国民の意識、委任を受けて他人のために資産の管理及び運用を行う者による投資先の事業者に対する株主としての関与の動向等を勘案し、管理運用法人による年金積立金の運用が市場その他民間活動に与える影響を踏まえつつ、その運用の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づき、1の(3)の事項の施行後3年を目途として、必要な措置を講ずるものとすること。(附則第2条第2項関係)

3 経過措置

- (1) 第二の1の(3)は、平成31年4月以後の期間に係る保険料について適用するものとすること。(附則第4条関係)
- (2) その他この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 4 関係法律の一部改正

その他関係法律について所要の規定の整備を行うこと。